

「不利益処分」 基準等公開票（法律又は命令）

不利益処分名	認可地縁団体認可の取消	
根拠法令・条項	地方自治法第260条の2第14項	
所 管 課	市民生活	部 市民協働 課
処 分 基 準	（１）地方自治法第260条の2第2項に掲げる要件のいずれかを欠くこととなったとき 例）・認可地縁団体が、その目的を営利目的、政治目的等に変更したとき ・認可地縁団体が、相当の期間にわたって活動していないとき ・区域内の一部の住民について、正当な理由なく加入を認めないこととしたとき ・構成員が多数脱退し、「相当数のもの」が構成員となっているとは認められなくなったとき ・遅延による団体の代表者、構成員又は第三者が、詐欺、威迫等不正な手段により認可を受けたとき （２）不正な手段により認可を受けたとき	
聴聞・弁明の機会の付与の区分	聴聞又は弁明の別	・聴 聞 ・弁 明
	（聴聞又は弁明の 手続を省略する場合の根拠条項等）	ただし、行政手続法第13条第2項第 号に規定する「 該当するため、手続を省略する。」 するとき」に
	個別法により聴聞 又は弁明の手続の 適用が除外される 場合の根拠法令及 び条項	